第１章　計画の基本的事項

第1章　計画の基本的事項

1　策定の背景

(1)　地球温暖化の現状

地球温暖化問題とは

私たちが暮らす地球を包んでいる大気には、オゾン層*が有害な紫外線を防ぐなど、様々な機能があることが知られています。気温を私たちが暮らしやすい温度に保つ機能（保温機能）も大気の重要な役割の一つであり、これには二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*と呼ばれる気体の働きが深く関わっています。

温室効果ガスには、太陽により暖められた地表面の熱を吸収し、地球上に戻す働きがあります。大気中の温室効果ガスは増減を繰り返しながらほぼ一定の量を保ってきましたが、近年、人間活動の活発化に伴い大量の温室効果ガスが排出されたことで、この働きが強くなり、平均気温が上昇するようになりました（図 1）。これが地球温暖化と呼ばれる現象です。

地球温暖化による影響には、海面水位の上昇や積雪量の減少などすでに変化が現れているものがあり、今後、気温の上昇とともに加速化する恐れがあります。

このことから、地球環境を良好な状態に維持するためには、地球温暖化をくい止めることが緊急の課題となっています。

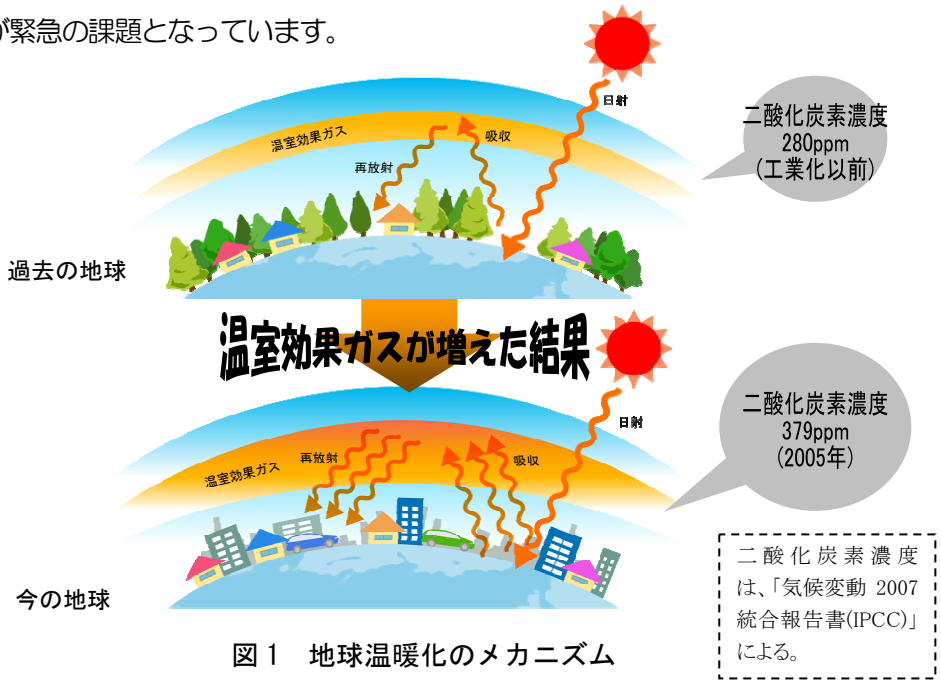

図１　地球温暖化のメカニズム

---

* オゾン層：オゾンが豊富に含まれる空気の層であり、宇宙の有害な紫外線を吸収し、地上の生きものを守っている。近年、人工物質がオゾン層を破壊していることが分り、地球温暖化と同様に地球環境問題の一つとなっている。

* 温室効果ガス：我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、削減すべき６つの温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄）を指定している。

地球温暖化による気温の変化

地球温暖化の進行は、気温の観測結果からも明らかとなっています（図２）。

気候変動に関する政府間パネル（略称：IPCC）により、2007 年に公表された地球温暖化に関する最新の分析結果（第四次評価報告書）によると、1906～2005 年までに観測された 100 年間の世界平均気温の上昇は、0.74℃です。

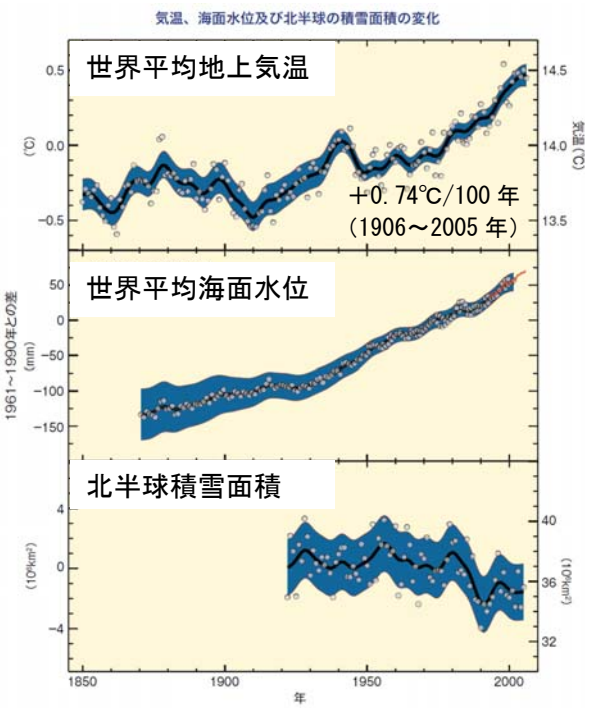

出典：気候変動 2007 統合報告書（IPCC）

図２　世界平均地上気温等の推移

東京都心部の気温の変化

気温が上昇する傾向は、我が国でも同様に現れており、年平均気温は 100 年あたり 1.11℃の割合で上昇しています。特に、大都市圏ではヒートアイランド現象と相まって気温の上昇が顕著であり、東京（大手町）では、年平均気温が 100 年あたり３℃ほど上昇しています（図３）。

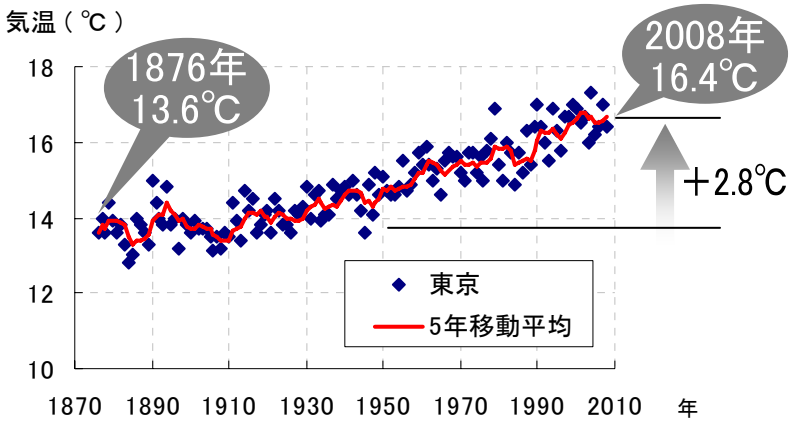

資料：東京気象台観測結果（気象庁）

図３　東京（大手町）の年平均気温の推移

気温の上昇による我が国への影響

気温の上昇による影響として、北極の氷や山岳氷河の減少や乾季の長期化による水不足・森林火災などの発生が確認されています。また、アジア太平洋地域の標高が極めて低い小さな島国では、海面上昇による浸水など生活への影響が現れています。

温室効果ガスの量が現在以上の速度で増え続けた場合、地球温暖化はさらに進行し、2100 年までに 1.1～6.4℃の気温の上昇が予測され、そのことにより、生態系の破壊をはじめ、砂漠化の進行、沿岸域への高潮による被害など、多くの影響が引き起こされると考えられています。

我が国でも、すでに異常多雨の発生件数の増加、桜開花日の早期化などが観測されています（図 4）。加えて、東京では、熱帯夜日数の増加（図 5）に伴う睡眠障害や熱中症等の発症数の増加など、健康への影響が懸念されています。

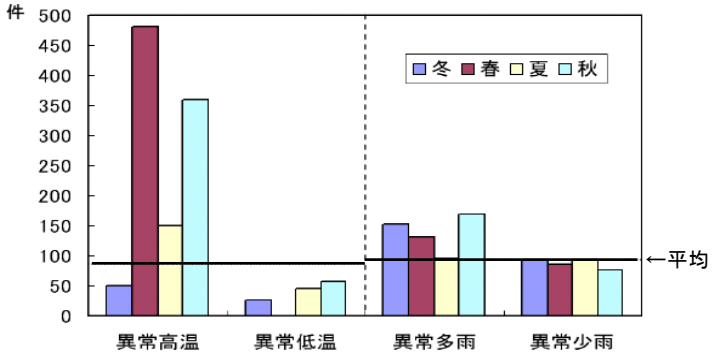

備考： 1998～2004 年の全国約 130 地点の月平均気温・降水量の異常値の発生件数を示す。横線は平均的な異常気象の発生件数をあらわす。

出典： 「異常気象レポート 2005（気象庁）」

図 4　日本の異常高・低温、多・少雨の発生件数

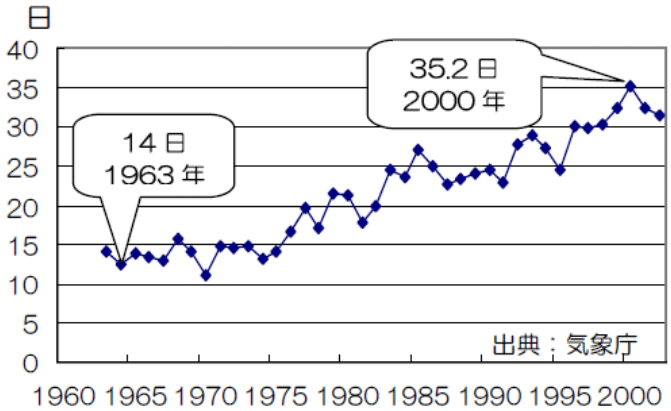

出典：「ヒートアイランド対策ガイドライン（東京都）」

図 5　熱帯夜日数の推移（5 年移動平均）

異常気象とは

30 年に一回発生する程度の現象です。

異常高・低温： 月平均気温の平年差が平年値の統計期間の標準偏差の 1.83 倍以上となった場合をいいます。

異常多・小雨： 月降水量が平年値の統計期間の最大値以上あるいは最小値以下の場合をいいます。

限りある資源の有効な利用

地球温暖化の要因となる温室効果ガスのうち、大部分を占める二酸化炭素は、主に化石燃料の消費に伴って排出されます。石油をはじめとする化石燃料は、将来枯渇するおそれがあることから、限りある資源の持続可能な消費（省エネルギー）、また新エネルギーの導入等により、社会全体の「低炭素化」が求められています。

(2) 地球温暖化に対する取り組み状況

国際的な取り組み

地球温暖化防止に関する全世界的な取り組みは、1992 年に気候変動枠組み条約が採択されたことに始まります。

その後、1997 年の京都会議では、法的拘束力のある数値目標が盛り込まれた「京都議定書」が採択されました。この中では、先進国全体の温室効果ガス排出量を 1990 年度に比べて 5%以上削減することが目標として定められました。

現在までに、目標の達成を目指した取り組みが先進国を中心に進められていますが、世界の温室効果ガス排出量は増加を続けています。2007 年度には、排出量が約 290 億トン（図 6）となり、1990 年度（約 210 億トン）に対して 38%増加しています。

国別の排出量を見ると、上位 6 つの国と地域で総排出量の約 7 割程度を占めており、特に近年では、経済発展に伴う中国の排出量の増加が顕著な状況にあります。

京都議定書の約束期間（2008～2012 年度）がまもなくとなっていることから、ポスト京都議定書に関する枠組みと目標の検討が始まっています。

このようなことを踏まえ、我が国では、2007 年に「美しい星 50（Cool Earth 50）」を発表し、世界全体の排出量の半減を 2050 年までに実現することを全世界の共通目標とすることを提案しています。さらに、2009 年 9 月には主要排出国の中国や米国が新たな枠組みに参加し合意することを前提に、中期目標として「2020 年までに温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する」ことを表明しています。

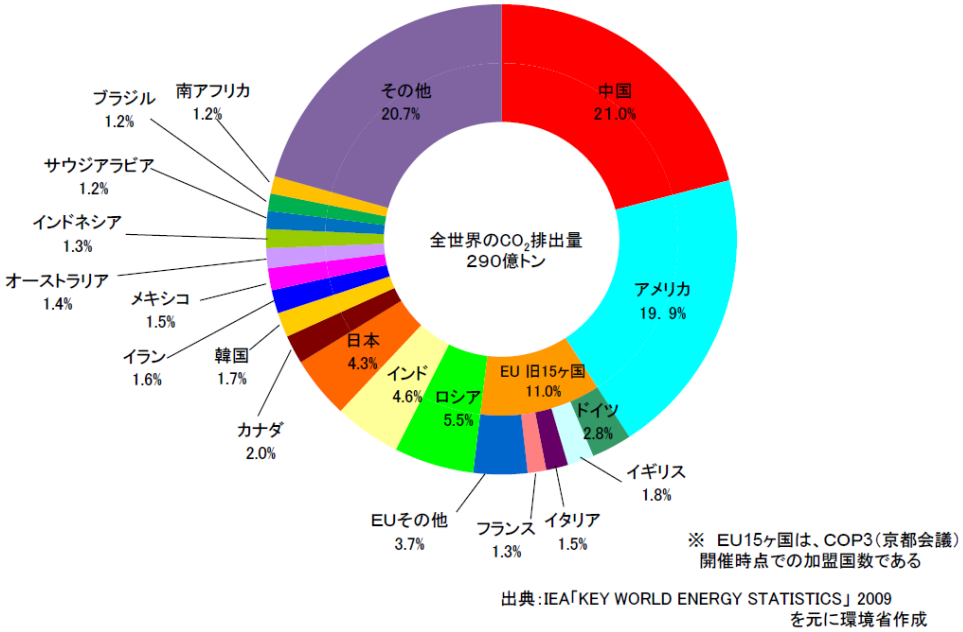

図 6　世界の温室効果ガス排出量（2007 年）

気候変動枠組み条約（1992 年）

1992 年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」において採択された。

↓

京都議定書（1997 年）

先進国全体の温室効果ガス排出量を 1990 年度に比べて 5%以上削減することを目標。1997 年に開催された「京都会議」で採択され、2005 年に発効した。

↓ 国際的な取り組みにも関わらず

2007 年の世界全体の温室効果ガス排出量は 1990 年に比べて 38%増加

↓

2013 年以降のポスト京都議定書の枠組みと目標の検討がはじまる

国内の取り組み

条約採択などの国際的な動きを受け、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（通称：地球温暖化対策推進法）」を 1999 年に施行し、温暖化対策の位置づけを明確にしました。2005 年には、同法に基づき 2008～2012 年度までの期間に 1990 年度と比べて温室効果ガスを 6%削減する目標を達成するための「京都議定書目標達成計画」を策定しています。

東京都では、地球温暖化に加え、ヒートアイランドという“２つの温暖化”に対応するため、2002 年に「地球温暖化阻止！東京作戦」を開始し、同年 11 月には「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」を発表しています。2005 年には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（通称：環境確保条例）」を改正し、「地球温暖化対策計画書制度」による大規模事業者に対する取り組みの強化と温室効果ガスの削減義務化を行っています。その他にも、「エネルギー環境計画書制度」や「建築物環境計画書制度」の推進など、国に先駆けた施策が講じられています。また、家庭に対しては、「太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト」*により、太陽光発電システム、太陽熱利用システムの導入助成が実施されています。

このような取り組みが進められているにも関わらず、我が国の温室効果ガス排出量は増加を続け、2007 年度には 13 億 7,400 万トンと 1990 年度（12 億 6,100 万トン）と比べて約 9%増加しています（図 7）。

このため、我が国では、2008 年に京都議定書目標達成計画を全面改定したほか、2013 年度以降の目標（現状より 60～80%削減）を定めた「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定し取り組みの大幅な強化を図っています。

* 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト：毎年度 2 万世帯。平成 21・22 年度で計 4 万世帯を予定している。

地球温暖化対策推進法（1999 年）

我が国の温暖化対策の基本となる法律

地球温暖化阻止！東京作戦（2002 年）

先駆的な取り組みを行い、国民的レベルで機運を高めるとともに、都独自の行動を推進

都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針（2002 年）

地球温暖化とヒートアイランド現象の２つの温暖化問題の解決を目指す

建築物環境計画書制度（2002 年）

大規模建築物に対し環境配慮の取り組みを示した計画書の届出を義務化

京都議定書目標達成計画（2005 年）

温室効果ガス６%削減約束の達成と長期的かつ持続的な排出削減を目的とする計画

地球温暖化対策計画書制度（2005 年）

温室効果ガス排出量の多い事業所に対策計画の提出・評価・公表を義務化

カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト（2006 年）

2020 年までに 2000 年比 25%の排出削減を目標としたプロジェクトを展開

低炭素社会づくり行動計画（2008 年）

2050 年までの長期目標として温室効果ガスを 60～80%削減を掲げる

太陽エネルギー利用拡大プロジェクト（2008 年）

都内で 2016 年までに 100 万 kW 相当の太陽エネルギーの導入を目指す

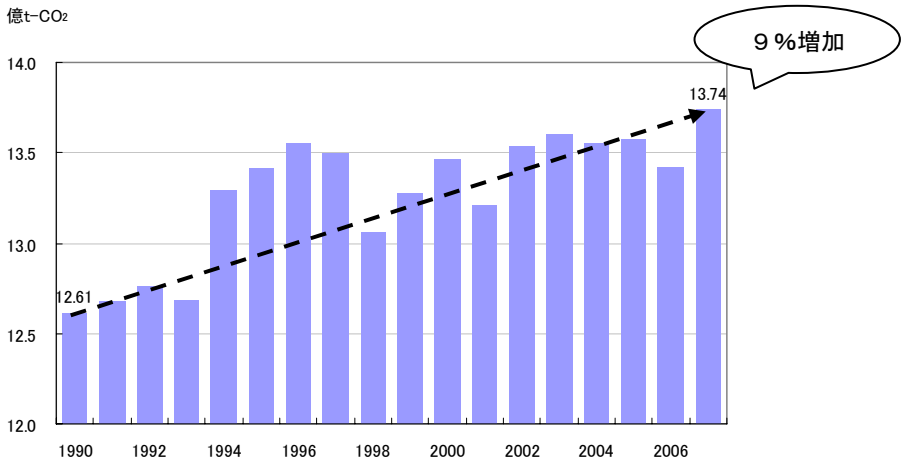

資料：「温室効果ガスインベントリオフィス」に基づき作成。

図７　我が国の温室効果ガス排出量の推移

品川区の取り組み

品川区では、環境問題への取り組みが求められる中、1990 年に「品川区における地球環境問題への取組方針（中間のまとめ）」を策定するなど、各種環境施策を実施してきました。その取り組みの一つとして、2001 年９月には ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得し、区内の一事業者・一消費者として環境保全に取り組んできました。

2002 年３月には、地球温暖化対策を区役所で率先的に行うため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、品川区環境配慮率先実行計画＜品川区地球温暖化防止対策実行計画＞を、また 2003 年 8 月には品川区環境計画を次々に策定し、より一層の取り組みを進めています。その後、品川区地球温暖化防止対策実行計画については、計画期間の満了を受け 2008 年に第二次計画を策定し、区役所での取り組みを強化しています。

2　品川区の地域推進計画とは

(1)　計画の基本理念

地球温暖化の現状や気温上昇による将来影響を勘案すると、地球温暖化防止のための取り組みは、今すぐにでも始めることが必要です。さらに、地域特性を踏まえた効果的な取り組みを展開するためには、区民・事業者・区が互いに力を出し合うことができる「協働」のしくみが重要となります。

品川区では、区民と区との協働によるまちの将来像を「輝く笑顔　住み続けたいまち　しながわ」とし、これを具体化するための長期基本計画を策定しました。地球温暖化対策に関しては、「次代につなぐ環境都市」の実現を目指し、省エネルギーやごみの発生抑制・再使用・再生利用、環境に配慮した消費生活への変換といった取り組みを促進するなどの施策を区民・事業者とともに進めることとしています。

このように、基礎自治体である品川区は、地域の区民・事業者の活動を支えるとともに、我が国の地球温暖化対策を進めていくうえで重要な役割を担っていることを認識し、本計画の基本的な理念を次のとおり定めます。

「地球温暖化の進行をくい止め、住みよい品川区を実現する」

(2)　計画の位置づけ

地球温暖化対策地域推進計画は、温室効果ガス排出量の現況と品川区の地域特性を踏まえた将来予測に基づき、地球温暖化防止に関する目標と特徴を活かした取り組み内容を定めます。

このため、計画に深く関連する、我が国の京都議定書目標達成計画や品川区の最上位計画である品川区基本構想、基本構想を実現するための品川区長期基本計画との整合を図ります。品川区の個別計画については、温暖化防止に関わる部分は、常に「品川区地球温暖化対策地域推進計画」と連携・調整を図ることになります。

加えて、都内全域を対象とした取り組みを行っている東京都とは、それぞれの役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携することで、地球温暖化防止に関する取り組みをあらゆる側面から強力に推進することとします。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体に対して、その区域の自然的社会的特性に応じた温暖化対策の推進を求めています。特に、都道府県や政令市、中核市等に対しては、その区域の温室効果ガス排出量を抑制するための計画策定を義務づけています。品川区は、この義務を負う地方公共団体には該当しませんが、地球温暖化対策の重要性を深く認識し、この計画により取り組みを進めていこうとするものです。

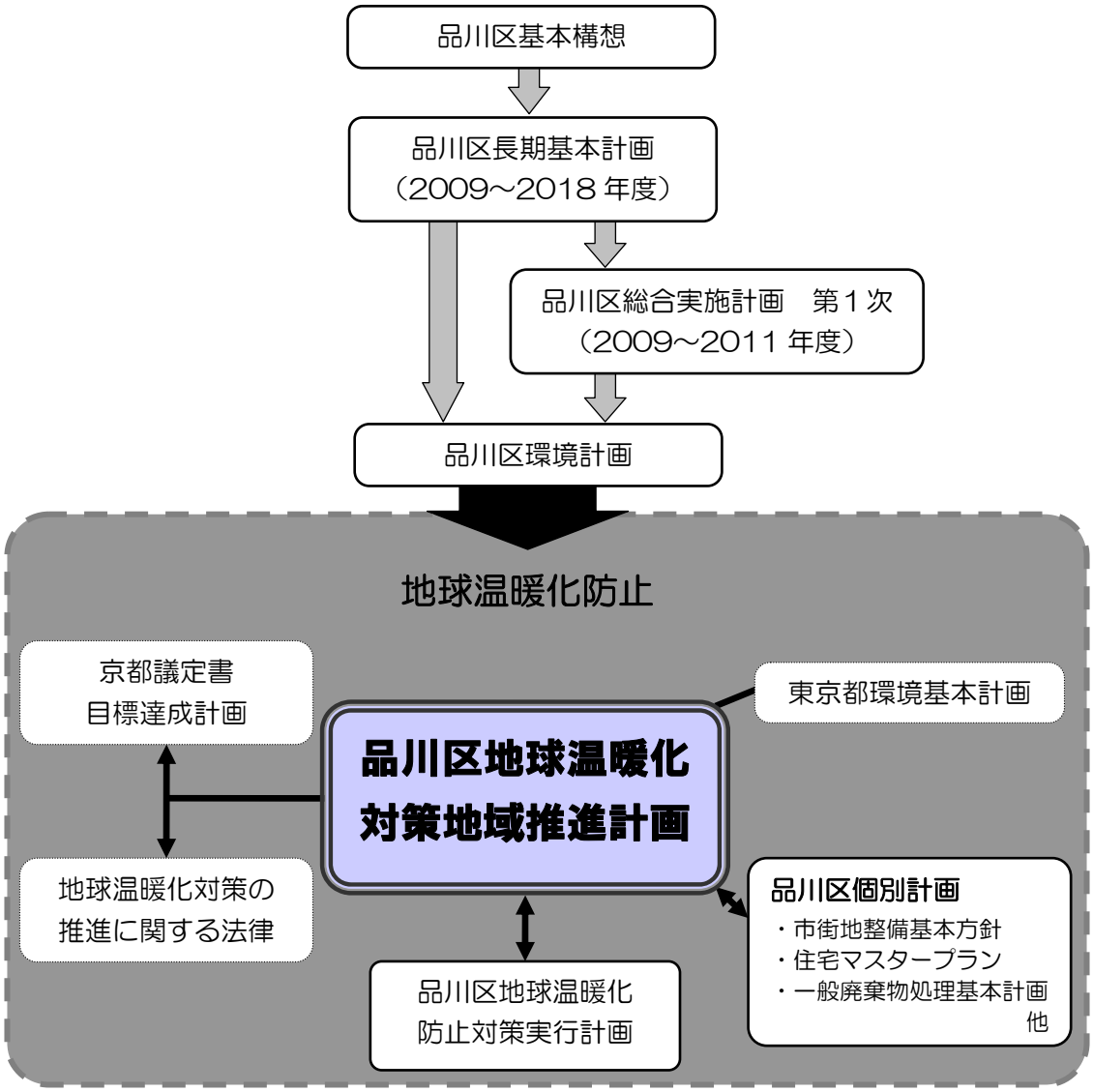

図 8　品川区地球温暖化対策地域推進計画の位置づけ

(3)　計画の期間

計画の期間は、2010～2020 年度までとします。この期間の中では、社会経済の変化や地域を取り巻く自然環境の変化に対応するため、必要に応じ中間段階での目標等の到達状況を点検します。

なお、京都議定書目標達成計画では、2012 年度までの短期的な目標に加えて、地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的排出削減を目指す旨も記述されており、低炭素社会づくり行動計画では 2050 年の目標が掲げられています。

このような、国や世界の動きを見据え、本計画では、2050 年度までの長期を視野に入れつつ、取り組みを推進するものとします。

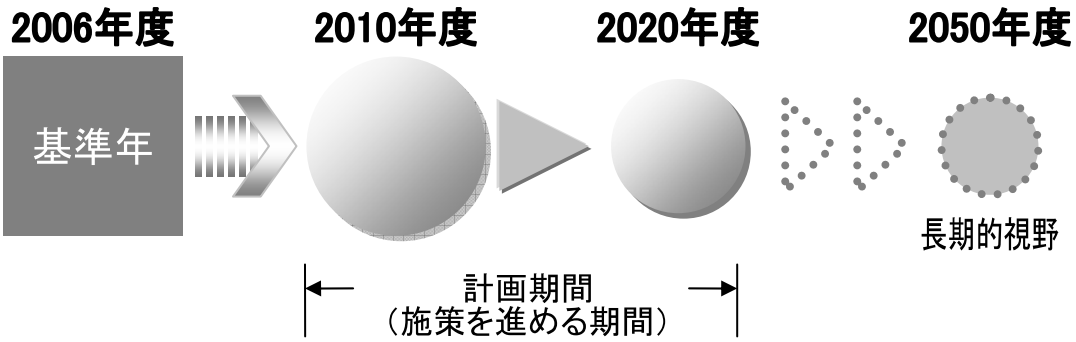

図 9　基準年・計画期間

(4)　計画の基準年

本計画の基準年は、2006 年度とします。

■基準年設定の考え方

基準年とは、温室効果ガスの削減目標設定の基準となる年のことであり、取り組みの効果量を把握するために用います。そのため、取り組みを行う区民・事業者がその効果（削減量・増加量）を明確に理解できる「見える化」に加え、可能な限り現在のライフスタイルや事業活動に近く、比較対象としてイメージしやすいことが重要です。（産業構造やライフスタイルが現在と異った過去の時点とは、削減内容が大きく異なります。p19 図 15。）そこで、本計画では、現時点で最新の温室効果ガス排出量を把握できる 2006 年度を基準年としました。

■京都議定書などとの関係

計画の中では、必要に応じ京都議定書基準年の 1990 年度排出量との比較や東京都の基準年である 2000 年度の排出量との比較を行います。